

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）（本則関係）	1
○ 郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）（附則第二項関係）	5

○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（米穀を原材料とする飲食料品） 第三条 法第八条の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 米穀粉 二 米穀のひき割りしたものと及びミール 三 餅、だんごその他これらに類する米穀の調製食料品 四 粒状の米穀であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたものの 五 清酒 六 単式蒸留焼酎 七 みりん 八 その他米穀を加工し、又は調製したものであつて農林水産大臣が指定するもの 第四条及び第五条 削除	（生産調整方針の認定を受けることができる者） 第三条 法第五条第一項の政令で定める者は、米穀の生産者又は出荷の事業を行う者であつて、その生産数量又は出荷数量が農林水産省令で定める規模以上であるものとする。 （生産調整方針の変更等） 第四条 法第五条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る生産調整方針について変更をしようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。 2 法第五条第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。 3 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第五

条第一項の認定を取り消すことができる。

一 法第五条第一項の認定に係る生産調整方針（第一項の変更の認定があつた場合には、その変更後の生産調整方針。次号及び第三号において「認定生産調整方針」という。）の内容が、基本指針に照らして適切でなくなつたと認めるとき。

二 正当な理由がないのに認定生産調整方針に定められた法第五条第二項第二号に掲げる事項が適切に実施されていないと認めるとき。

三 認定生産調整方針が法第五条第三項第三号の農林水産省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき。

（貸付金の償還方法）

第五条 法第十七条第一項の規定による貸付金の償還期間は、五年以内とする。

（新設）

（都道府県が処理する事務）

第十七条 法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、第三号及び第四号に掲げる事務（米穀の出荷又は販売の事業を行う者であつて、その主たる事務所並びに販売所、事

（権限の委任）

第十七条 法に規定する財務大臣の権限（法第三十八条に規定するものを除く。）は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

（都道府県が処理する事務）

第十八条 法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、第三号及び第四号に掲げる事務（米穀の出荷又は販売の事業を行う者であつて、その主たる事務所並びに販売所、事

業所及び倉庫が一の都道府県の区域内のみにあるもの（以下「地域出荷販売事業者」という。）が行う米穀の出荷又は販売の事業に係るものにあつては、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため特に必要があると認める場合におけるものに限り、）については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第七条第一項の規定による勧告（地域出荷販売事業者の米穀の用途別の管理の方法に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事

二 法第七条第一項の規定による前号に定める都道府県知事の勧告に係る同条第二項の規定による命令（地域出荷販売事業者の米穀の用途別の管理の方法に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県知事

三 法第五十二条第一項の規定による業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工又は製造を行う者（以下この号及び次号において「主要食糧出荷等事業者」という。）に対する報告の徴収（法第七条の規定（米穀の用途別の管理の方法に関する部分に限る。次号において同じ。）の施行に関するものに限る。）に関する事務 当該主要食糧出荷等事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四 法第五十二条第一項の規定による主要食糧出荷等事業者に関する立入検査（法第七条の規定の施行に関するものに限る。）に関する事務 当該主要食糧出荷等事業者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫又は工場の所在地を管轄する都道府県知事

2
4 （略）

5 農林水産大臣は、地域出荷販売事業者について法第五十二条第一

業所及び倉庫が一の都道府県の区域内のみにあるもの（以下「地域出荷販売事業者」という。）が行う米穀の出荷又は販売の事業に係るものにあつては、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため特に必要があると認める場合におけるものに限り、）については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第七条の三第一項の規定による勧告（地域出荷販売事業者に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事

二 法第七条の三第一項の規定による前号に定める都道府県知事の勧告に係る同条第二項の規定による命令（地域出荷販売事業者に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県知事

三 法第五十二条第一項の規定による業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工又は製造を行う者（以下「主要食糧出荷等事業者」という。）に対する報告の徴収（法第七条の三の規定の施行に関するものに限る。）に関する事務 当該主要食糧出荷等事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四 法第五十二条第一項の規定による主要食糧出荷等事業者に関する立入検査（法第七条の三の規定の施行に関するものに限る。）に関する事務 当該主要食糧出荷等事業者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫又は工場の所在地を管轄する都道府県知事

2
4 （略）

5 農林水産大臣は、地域出荷販売事業者について法第五十二条第一

項の規定による報告の徴収又は立入検査を行った結果、当該地域出荷販売事業者が法第六条の農林水産省令で定める事項を遵守しておらず、又は正当な理由がなくて法第七条第一項の規定による勧告（第一項本文の規定により同項第一号に定める都道府県知事がしたものに限る。）に従っていないと認めるときは、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

項の規定による報告の徴収又は立入検査を行った結果、当該地域出荷販売事業者が法第七条の二の農林水産省令で定める事項を遵守しておらず、又は正当な理由がなくて法第七条の三第一項の規定による勧告（第一項本文の規定により同項第一号に定める都道府県知事がしたものに限る。）に従っていないと認めるときは、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

○ 郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係） 第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。 一〇十四 （略） 十五 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）<u>第十五条第二項</u> 十六〇三十六 （略） 2 （略）	（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係） 第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。 一〇十四 （略） 十五 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）<u>第十条第二項</u> 十六〇三十六 （略） 2 （略）